

『認定』のための添付書類一覧表

『被扶養者(異動)届』のほかに、下記の書類が必要です。

添付書類	扶養状況調査書	戸籍謄(抄)本 ※1	収入に関する証明書					(予備校含む) 学生証(写)又は 在学証明書	住民票 (続柄記載・世帯全員)	別居時送金証明 (銀行振込控等)(写)			
			課税所得証明書	雇用証明書	確定申告書・ 収支内訳書(写)	公的年金通知等 (写)	年金見込額 照会回答票						
被保険者との続柄													
同居していないくてもよい	配偶者	無職・無収入	○	○	○				○	※2	○		
		パート・アルバイト等の就労収入がある	○	○	○	○				○	※2	○	
		年金・恩給	受給中	○	○	○		○			○	※2	○
			申請中、これから受給する	○	○	○			○			○	※2
		その他の収入がある	○	○	○			○			○	※2	○
	子	0歳～15歳	○	○	○					○	※2		
		16歳以上	学生(予備校含む)	○	○	○				○	○	※2	
			無職・無収入	○	○	○					○	○	○
			パート・アルバイト等の就労収入がある	○	○	○	○					○	○
			年金	受給中	○	○	○		○				○
	申請中、これから受給する	○		○	○			○			○	○	
	その他の収入がある	○	○	○			○			○	○		
	実祖母	無職・無収入	○	○	○						○	○	
		パート・アルバイト等の就労収入がある	○	○	○	○					○	○	
		年金・恩給	受給中	○	○	○		○				○	○
申請中、これから受給する			○	○	○			○			○	○	
その他の収入がある		○	○	○			○			○	○		
兄弟姉妹孫	0歳～15歳	○	○	○						○	○		
	16歳以上	学生(予備校含む)	○	○	○					○	○	○	
		無職・無収入	○	○	○						○	○	
		パート・アルバイト等の就労収入がある	○	○	○	○					○	○	
		年金・恩給	受給中	○	○	○		○				○	○
申請中、これから受給する	○		○	○			○			○	○		
その他の収入がある	○	○	○			○			○	○			
同居が条件	義父母・甥・姪 内縁の配偶者の父母子 養子縁組していない配偶者の子	0歳～15歳	○	○	○						○		
		16歳以上	学生(予備校含む)	○	○	○				○	○		
			無職・無収入	○	○	○					○		
			パート・アルバイト等の就労収入がある	○	○	○	○					○	
			年金・恩給	受給中	○	○	○		○				○
申請中、これから受給する	○	○		○			○			○			
その他の収入がある	○	○	○			○			○				

(上記、必要書類以外に別途添付)

退職に伴う申請	退職に伴う場合は必須	退職日が確認できる書類 以下のいずれか 「退職証明書(写)」 「健康保険資格喪失証明書」 「離職票1・2(写)」 「雇用保険資格喪失確認通知書(写)」等	
	1年以内に退職した者	雇用保険受給(日額3,611円以下)	「雇用保険受給資格者証(両面の写)」
		雇用保険に未加入	雇用保険未加入が確認できる書類: 「給与明細(写)」、雇用保険未加入の記載がある「退職証明書(写)」等
		加入期間不足	「離職票1・2(写)」又は「雇用保険資格喪失確認通知書(写)」
		すでに受給終了	支給終了印のある「雇用保険受給資格者証(両面の写)」
		受給期間延長	延長の手続き終了後、「雇用保険受給延長通知書」または「延長の押印ありの離職票1・2(写)」
		失業給付の申請をしない	「離職票1・2(写)」又は「雇用保険資格喪失確認通知書(写)」
出産に関わる退職	認定対象者の氏名と予定日が記載されている「母子手帳(写)」		
同夫婦養共	夫婦とも被保険者である場合、年間収入の多い方の被扶養者とするため、当健保組合に加入していない配偶者について下記の確認書類が必要です。 *配偶者が育児休業を取得している場合は、扶養状況調査書にその旨を記入してください。確認書類の添付は不要です。		
	配偶者が健康保険組合・協会けんぽ・共済組合の被保険者の場合	「直近の給与明細(写)3ヶ月分」「直近の賞与の明細(写)年間分」	
その他	配偶者が国民健康保険の被保険者の場合	「所得証明書(原本)」 「昨年度の確定申告書・収支内訳書(写)」 「今年度の収入がわかる帳簿等の写し」	
	出産手当金・傷病手当金を受給している場合	「支給決定通知書(写)」等、日額3,611円以下であることが確認できる書類	
	内縁の配偶者を申請する場合	被保険者と認定対象者分の「戸籍謄(抄)本」と「住民票」	
	出生児の申請	出生が確認できる書類: 被保険者と出生児の関係を証明できるもの 以下のいずれか 「住民票」「母子手帳出生届出済証明欄(写)」 「出産育児一時金支給申請書」	
	事業を廃業した場合	税務署受理印のある「事業廃業届(写)」	
	外国人	「住民票」(全ての項目について省略なしのもの)	
※1	被保険者が世帯主の場合は、住民票(続柄記載)可		
	届出にマイナンバーをご記入いただいたうえで、事業主様が戸籍謄(抄)本・住民票により身分関係が届出の記載と相違ないことを確認し、届出の備考欄に「続柄確認済」とご記入いただいた場合(チェックボックスがある様式はレ点を付けてください)は、添付書類を省略できます。 *新生児を申請する際、住民票の提出を事業主様の確認で省略する場合、出生届出済証明等の出生を確認できる書類が別途必要です。 *内縁の配偶者の方は、戸籍謄(抄)本の省略はできません。		
※2	届出にマイナンバーをご記入いただいたうえで、事業主様が住民票により住所が届出の記載と相違ないことを確認し、届出の備考欄に「住所確認済」とご記入いただいた場合(チェックボックスがある様式はレ点を付けてください)は、添付書類を省略できます。 *内縁の配偶者の方は、住民票の省略はできません。 *外国人の方は、住民票の省略はできません。		

注1: 就労収入がある場合は、被扶養者資格確認(検認)の際に、「給与明細(写)」をいただく場合もございますので、保管してください。
 2: (写)と記載のないものについては、全て原本の提出となります。
 3: 提出いただいた書類は返却いたしません。
 4: 提出書類による認定可否については、事業主様を通して連絡します。
 5: 上記の書類以外に扶養認定審査上、必要に応じて他の書類を提出していただく場合もあります。
 (例: 「雇用契約書(写)」 「生活状況実態調査書」 「扶養申請申立書」等)